

宍粟市有林 長期森林施業委託（塩田箆桶・福知細畑・日ノ原ヤナゴ）  
業者選定業務 実施要領

目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	参加資格要件	1
4	実施スケジュール	2
5	質疑回答	2
6	申請書等提出書類	2
7	選定方法	3
8	その他注意事項	3
9	問い合わせ先（事務局）	4

令和7年5月12日

宍 粟 市

産業部 森林環境課

## 1 趣旨

---

本実施要領は、「宍粟市有林 長期森林施業委託（塩田箆桶・福知細畑・日ノ原ヤナゴ）業者選定業務」（以下、「本業務」という。）の候補者を提案により選定するにあたり、選定方法、その他必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

---

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 業務内容 | 森林整備（別紙「仕様書」を参照）  |
| (2) 履行期間 | 1期 原則契約日の翌日から令和12年8月31日まで<br>2期 令和12年9月1日から令和18年3月31日まで（予定） |
| (3) 履行場所 | 宍粟市山崎町塩田字箆桶<br>宍粟市一宮町福知字細畑<br>宍粟市波賀町日ノ原ヤナゴ                  |
| (4) 契約方法 | 複数年契約   |
| (5) その他  | 本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。                             |

## 3 参加資格要件

---

本業務に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。（基準日は提案日とする。）

### (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 提案日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- エ 市の林業事業体登録を行っている者で、事業区分が素材生産業者であること。
- オ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- カ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。

#### 4 実施スケジュール

令和7年5月12日（月）	実施要領（ホームページ掲載）
令和7年5月16日（金）	質疑受付開始
令和7年5月23日（金） 【午後5時必着】	質疑締切（電子メール又はFAX）
令和7年5月27日（火） 【午後2時以降】	質疑回答（ホームページ掲載） ※個別には回答しない
令和7年6月23日（月）	申請書等受付開始
令和7年7月4日（金） 【午後5時必着】	申請書等提出期限
令和7年7月中旬	審査（書類審査）
令和7年7月下旬	選定結果通知
令和7年8月上旬	長期森林施業委託 （塩田箆桶・福知細畑・日ノ原ヤナゴ）契約締結 ※森林経営計画始期 令和7年9月1日（予定） 認定申請を始期の20日前までに提出すること

#### 5 質疑回答

##### (1) 提出方法

質問書（様式1）により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けない。

##### (2) 回答方法と内容

※粟栗市ホームページURL : <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

#### 6 申請書等提出書類

##### (1) 参加申請書（様式2）

##### (2) 資料送付書（様式3）

##### (3) 資格申請書（様式4）

##### (4) 施業提案書（様式5）

##### (5) 施業計画図（※市が提供する林相区分図を使用すること）

##### ア 提出方法

書留又は簡易書留郵便及び持参とする。（通常郵便は認めない。）

なお、期限を過ぎて到着したものは受付しない。

## 7 選定方法

---

### (1) 審査方法（書類選考）

ア 提出資料「資格申請書（様式4）」「施業提案書（様式5）」「施業計画図」の内容に基づき、森林環境課で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。合計点数の最高得点を得た者を業務選定候補者とする。

イ 審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、提案者を業務選定候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とする。

ウ 審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は該当提案者にくじを引かせて業務選定候補者を決定する。

エ 選定結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

### (2) 選定結果の通知

ア 選定終了後、参加者全員に文書による通知を行う。

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

### (3) 契約

選定された受託候補者は、市と契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

尚、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

## 8 その他注意事項

---

(1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類は、本業務の審査以外には使用しない。

(3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。

(5) 参加申請書並びに資料送付書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式6）により、市に提出すること。

### (6) 無効となる提案

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 本業務の内容に関して、森林環境課職員と接触があった場合

### (7) 失格となる提案

審査基準で設定する基準点を下回った場合

(8) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(9) 守秘義務

選定者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

(10) 提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

## 9 問い合わせ・提出先（事務局）

---

宍粟市産業部 森林環境課 森林振興係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 2 階

T E L : 0790-63-3065

F A X : 0790-63-1282

E-mail : shinrinshinko-kk@city.shiso.lg.jp